

## 令和3年 第3回農業委員会議事録

令和3年3月25日午前10時00分に第3回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

10 番 (沼澤 克己) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 報第 4号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第 5号 | 農地法第4条第1項第8号該当確認願について    |
| 報第 6号 | 令和3年度尾花沢市農作業標準賃金について     |
| 議第 8号 | 農地法第3条の規定による許可申請について     |
| 議第 9号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について        |

## 令和3年 第3回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第3回通常総会を3月25日（木）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。10番 沼澤克己委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。1月2月と大変な大雪になりまして、今年の春作業の遅れが大変心配されますけれども、3月に入ってから暖かい日が続きまして、平年並みの残雪になっているようです。これから皆さん春の農作業に移ると思いますけれども、足元を滑らしたり体も硬い状態ですので、体には十分注意して事故の内容に作業に入ってくださいようお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和3年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番 小関金也委員 4番 大崎清孝委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告い

たします。議案書 1 ページをご覧ください。案件は 15 件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No. 1 は別人へ貸借予定で今月 3 条申請がなされております。No. 2 は未定、No. 3、5、6、12、14 は中間管理機構へ貸付、No. 7、8 は別人へ売買で今月集積計画がなされております。No. 10 は自作、No. 11 は別人へ売買で今月 3 条申請と集積計画がなされております。以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第 4 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第 5 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号該当確認願について」を上程いたします。現地調査第 6 班主任、小関金也委員の報告・説明を求めます。小関委員。

(調査主任 3 番 小関金也委員報告)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議 長)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

これより報第5号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第6号「令和3年度尾花沢市農作業標準賃金について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

局長補佐。

(事務局 局長補佐)

それでは私より、報第6号「令和3年度尾花沢市農作業標準賃金について」ご報告させていただきます。議案書は9ページ、10ページでございます。

3月15日に令和2年度尾花沢市農作業標準賃金策定協議会を開催したところでございます。農業委員会からは鈴木会長、星川職務代理、本間農政専門委員長にご出席いただいたところです。また、農作業受託農家代表、農作業委託農家代表、また関係機関の方々からも委員として委嘱しましてご出席いただき、農作業標準賃金についてご協議いただいたところでございます。なお、高橋央委員がJA機械銀行会長ということで、受託農家代表として出席いただいております。決定された内容ですけれども、10ページの内容をご覧ください。人力の部ですけれども、一般作業の部7,000円となっております。こちら

らにつきましては2年度と同じでございます。次の機械作業の部ですけれども、表に記載のとおりですけれども、こちらも2年度と同額となっております。

算定の経過ですけれども、指標としております、山形労働局で示しております山形県の最低賃金、昨年は27円の増となっておりますけれども、今回は3円の増、微増となっております。他に根拠としまして、燃料代、電気代がございますけれども、燃料代については算定の対象としている期間では前年より下落傾向、電気代は変わらずとなっております。これらを勘案しまして、令和3年度の標準賃金は令和2年度と同じ額と、策定協議会で決定したところでございます。

内容ご承認いただきましたら、4月1日市報お知らせ版に先月承認いただきました令和2年賃借料情報とともに掲載する予定でございます。以上でございます。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。武田委員。

(19番 武田委員)

19番武田です。賃金内容の項目ですけれども、前にも質問させていただきましたが色彩選別機の話は出なかったでしょうか。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 局長補佐)

色彩選別機についてのお話でありますけれども、以前から話を受けているということもありまして、協議会の中で扱いを協議させていただきました。協議会を開催した時点では県内では2市町で掲示しておりました。協議会で議論したところでは、斑点米、カメムシ対策として必要な作業になってきていると。他方作業を請け負う側からすると、作業が集

中しているときにお願いされるということもあると。現在だと農協の機械利用で1俵500円となっており、その値段が浸透しているのではないかと。それらを踏まえまして、1俵500円という額は、受託される農家にとってどうなのか、たいへんではないのかという話になりました。算定するにあたり、機械はどれがいいのかという選定もございます。協議会ではこれらの状況を調査しまして、特に受託される農家が負担にならないような額を検討していくと、令和4年度には掲載したいという話になったところでございます。

(議長)

武田委員。

(19番 武田委員)

19番武田です。この話題がでてから結構経過していると思うんですけども、他市町の話が出ましたけれども、カントリー絡みの色選をやっているんだろうと思いますけれども、個人で所有しているところも増えてきていると思います。そんな中では色選をかけるとなると3人くらいは必要になる、それに色選やり直しとなると時間もかかります。そんな中で1俵500円では到底やれません。2等から1等ならわかるが、等外から3等となると時間もかかります。是非来年度は価格として出してもらおうよう協議会でよく検討されるよう、お願いいたします。

(事務局 挙手)

(議長)

事務局長。

(事務局 岸局長)

意見をいただきましてありがとうございます。数年前から色彩選別機についてのお話をお聞きしております。今回は標準賃金策定協議会の中では継続審議とさせていただいたところですが、協議会の中で話になったのは、いろいろな活用の場面で、単価が変わってくるんだろうと思っております。まず、色彩選別機の基準となる、標準的な機械の購入単価、これをどのような形で設定するのか。また、農協さんで使用している500円は



単純に機械の利用料としていただいているということですので、それは実態に即しているのかどうかという調査も必要です。あともう1点が、刈取から乾燥調整まで一手に流れた場合と単発でお願いされたときの手間のかかり方が違うということも想定されます。かなりの項目について協議しなくてはならないんだろうなと思っております。これを踏まえまして継続審議という形をとらせていただいたところでございます。ご理解の程をお願いいたします。

(議長)

事務局より報告がありました。ご質疑ありませんか、小関委員。

(3番 小関委員)

3番小関です。策定協議会に機械銀行の会長として高橋央さんが参加しているということで、受託作業を請け負う側として何か一言お願いしたい。

(議長)

高橋委員。

(5番 高橋委員)

5番高橋です。ご指名ですので、話させていただきますけれども、先日の策定協議会では私の立ち位置は受託農家代表という形で話をさせていただきました。その中で武田委員からお話があったように、色選の話も何年かずっと継続として審議させていただきましたけれども、昨今の状況につきましては事務局から報告のあったとおりです。色選を賃金として出しているのが周りでは2市町しかないという状況です。2市町で賃金を策定している状況と尾花沢で作業工程として出すのでは差異が大きいのではないかという話になりまして、農協で500円として出している流れの部分と実際に扱う受託農家の状況がかけ離れているのではないかと、そのあたりの細かい部分のデータをもうちょっと煮詰めてみないと標準賃金として出すのは如何なものかという話で、継続審議という形にさせてもらった経緯があります。それを踏まえまして報告という形にさせていただきます。以上です。

(議長)

その他、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第6号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、11番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(11番 西塚委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第8号「農地法第3条の規定による許可申請」は11ページから14ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は4件です。No.1の渡人は分家独立した子

へ贈与のため、No. 2 は市内居住の農業廃止のため、No. 3 は耕作不便のため、No. 4 はその他贈与のため、受人はNo. 1 が新規就農のため、No. 2 ～ 4 が経営規模拡大のための所有権移転です。No. 1 からNo. 4 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。12 ページをご覧ください。案件は 9 件です。No. 1、2 の貸し人は市外転出の農業廃止のため、No. 3、7 は高齢化による経営縮小のため、No. 4 が相手方の要望のため、No. 5 は労力不足のため、No. 6、8 は市内居住の農業廃止のため、No. 9 は耕作不便のため、借り人はそれぞれ経営規模拡大のための貸借です。No. 1 からNo. 9 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、使用貸借権の設定についてご説明いたします。14 ページをご覧ください。案件は 1 件です。貸し人は経営移譲年金受給のための再設定、借り人は設定受けの貸借です。No. 1 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第 8 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。10 番西塚孝也委員の復席をお願いいたします。

( 1 0 番 西塚委員 復席)

次に、議第 9 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、1 3 番伊勢村孝之委員、1 6 番星川礼子委員、1 9 番武田春信委員の退席を求めます。

( 1 3 番 伊勢村委員、1 6 番 星川委員、1 9 番武田委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第 9 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書 1 5 ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が 1, 4 7 8 a、うち再設定が 7 3 3 a、使用貸借が 4 9 a、うち再設定が 3 1 a、転貸が 1, 8 8 1 a、所有権移転は 3 0 6 a となり、計画面積合計は 3, 7 1 6 a となります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで 1, 4 7 8 a、うち再設定が 7 3 3 a、使用貸借は、田が 1 8 a、畑はすべて再設定で 3 1 a、転貸は、田が 1, 4 5 2 a、畑が 4 2 9 a、所有権移転は、田のみで 3 0 6 a、合計しますと田が 3, 2 5 6 a、畑が 4 6 0 a です。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手 2 8 名、うち再設定 1 5 名、受け手 2 1 名、うち再設定が 1 3 名です。使用貸借は、出し手 2 名、うち再設定 1 名、受け手 2 名、うち再設定 1 名、転貸は、出し手 3 3 名、受け手 1 名、所有権移転は、出し手 5 名、受け手 4 名、合計しますと、出し手が 6 8 名、受け手が 2 8 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が11件で586a、10年以上が18件で891aです。使用貸借は、3年から5年が2件で49a、転賃は、10年以上が41件で1,881aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が11kgから120kg、現金が5千円から2万円、転賃は、田が0円から1万8千円、畑が0円から1万5千円です。所有権移転は、田が16万4千円から29万3千円です。

それではページ移りまして、16ページからは個別状況です。No.1から17ページNo.15までは新規の設定、No.16から19ページNo.31までは再設定、No.32から23ページNo.72までは中間管理事業の転賃になります。24ページは所有権移転で、5件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。13番伊勢村孝之委員、16番星川礼子委員、19番武田春信委員の復席を求めます。

(13番 伊勢村委員、16番 星川委員、19番武田委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和3年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時39分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年3月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_